総　務　第　７　６　号
平成２６年６月２３日

本庁各室課等の長
広域振興局等の部等の長
広域振興局等の部等に置く室等の長
広域振興局等以外の出先機関の長
医療局長及び企業局長
議会、監査委員及び各委員会の
事務部局の長
様

総務部総務室入札課長

「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾について」の
一部改正について

標記について、下記のとおり改正したので通知します。

記

１　改正内容
附則中「平成２６年３月末日までの間」を「別に定める期間」に改める。

２　適用
平成２６年４月１日から適用する。

３　別に定める期間について
国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」（平成２０年１０月１７日付け国総建第１９７号、国総建整第１５４号）の効力が存する期間とする。